

第十九回国会
衆議院

水産委員会議録第三十五号

昭和二十九年八月十日(火曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君
理事 小高 薫郎君 理事 川村善八郎君
理事 鈴木 善幸君
遠藤 三郎君 中村 清君
濱田 幸雄君 松田 鐵藏君
志賀健次郎君 白濱 仁吉君
赤路 友藏君 淡谷 悠藏君
長 正路君 辻 文雄君
中村 英男君

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君
農林大臣 保利 茂君
國務大臣 安藤 正純君
委員外の出席者 外務政務次官 秋山俊一郎君
外務事務官(アジア局長) 中川 融君
厚生技官(公衆衛生局長) 五十嵐義明君
厚生技官(公衆衛生局長) 阿曾村千春君
衛生局長(公衆衛生局長) 清水 正君
水産庁長官 立川 宗保君
農林事務官(水産庁長官) 藤永 元作君
農林技官(水産庁長官) 藤永 元作君
調査研究部長 島居辰次郎君
海上保安庁次長 高見 正夫君
海上保安監(警備救難部公安課長) 専門員 徳永 三種君

六月一日

委員長正路君辞任につき、その補欠

として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として長正路君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員中山マサ君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員飯塚定輔君辞任につき、その補欠として田淵光一君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

委員辻文雄君辞任につき、その補欠として木下郁君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として足鹿寛君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員木下郁君辞任につき、その補欠として辻文雄君が議長の名で委員に選任された。

八月九日

委員山中日謙史君辞任につき、その補欠として淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

六月三日

公海漁業に関する件
水産金融に関する件
水産貿易に関する件

漁業制度に関する件
の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害補償に関する件

○田口委員長 これより会議を開きます。

外務政務次官秋山君より発言を求められております。これを許します。

○秋山説明員 お暑うございます。私今回、まったくはからずも、たいへん場違いの外務政務次官を拝命いたしました。先月就任いたしました次第でありまして、御承知の通り全然しろうとでございまして、なお浅学非才でございましてその任ではございせんので、皆様の従来以上の御支援と御指導によらなければその任が果せないと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさついたします。

○松田(農)委員 ただいま秋山外務政務次官から就任のごあいさつがわれ／＼にありましたが、私もどなたもいましては、ほとんどこの水産委員会なるものは、外務省の跡始末をしていなければならぬという点がたゞさんにあるのであります。このときにあたつてしかかも水産業界の第一人者である秋山君が外務政務次官に就任されたことは、日本の水産業界にとつてまことに光明が開かれるものと考えるのであります。

○中村(清)委員 私はこの機会に水爆実験によりまする損害補償に関しまして、ちようど安藤國務大臣、水産庁長官、また外務政務次官も見えておられますから、一言お伺いをいたしたいと思つております。この問題につきましては、当局におかれまして熱意をお持ちまして解決に努力せられておるのことは、私も承知いたしておるのことであります。しかしながらこの被害は時を追うてその損害甚大なることがわかつて来ておるのであります。政府のこれに對する措置いかんということでは、国民のひとしく注目するところでございます。そこで、まずこの機会に本問題に関しまして、外交交渉の許す限りと思つておる御説明をいただきたいと思つております。なお外交交渉と関係なく、国として補償すべきものはしなければならぬ、かように考えておりますが、これまでの政府のとりまわした補償に關しまする措置につきましては経過を承知いたしたいと思つております。関係大臣並びに水産庁長官の御説明をいただきたいと思つております。

○安藤國務大臣 ビキニの被害対策に關しまして、アメリカとの交渉はずつと継続をいたしておるのであります。

だん／＼進展はいたしておりますが、まだ結論には達しません。アメリカの方では、賠償に關しまして、大体直接損害を受けたところに対して賠償をするというふうな方針らしいのであります。が、しかしながら形においては直接とか間接とか言わないで、總括的に大くくりにして賠償をするというふうになつて来るだろうと思つております。日本の方では、直接なり間接なりすべてを積算いたしましてアメリカの方に提出してあるものであります。しかしアメリカとしては、直接損害に對しては責任を感じて賠償する、間接損害ということは今まで例がほとんどない、アメリカの国内法にも規定はない、また従来いろいろなことが起つた場合に國際裁判所に訴訟になつたこともありますが、そういう場合におきましても直接損害だけの賠償、間接損害は賠償をしないという判例がありますので、アメリカとしては間接損害というものは、事情は察せられるがどうもそういうわけには行かない、しかし直接損害にしましても、相当幅は持たせて賠償をするという方針らしいのであります。これにつきまして日本としては、ずつと連綿交渉に當つておりますが、その額の点等において一致をいたしません。そこでまだ結論に達しないのであります。しかしこれだん／＼と進んでおりますから、おそらくあまり遠からざるうちに解決がつくのではないかと推測される次第であります。本日までの過程はそういうや

うな状態にある次第であります。

○中村(清)委員 たいだいま額は申し述べの程度に至っていないということでありますが、どうも伝えられるところによりますと、外務省の方の腰が非常に弱いやに聞かまされて、非常に心配いたしているわけでありまして。どうか安藤國務大臣におかれましては——直接あるいは間接ということの区別は意味がな

ております。この点について水産庁長官は、いかなる方針でこの損害補償に臨んでおられるか、根本的な方針についてお話を願いたいと思ひます。

○安藤國務大臣 大体のことをお答え

をしております。ただいまお話の通りに、対米賠償の問題と並んで国内措置についても検討を重ねておりました。いろいろ相談をいたしました結果、いろいろ事情がありまして、また間接損害ということについては性質、限界、範囲、いろいろな点からなかに困難な事情がございます。しかしながら、何とか今の業界の受けました打撃を切り開いてやらなければならないと考えまして、融資をするということに方針をきめまして、関係機関との間に相談を進めておるのであります。今すでに三崎、焼津につきましては一億三千五百万の融資をいたしましたのでありますが、それではまだ他の範囲にも及んでおりませんし、かつまた生産業者ばかりでなく、流通関係の方面にもこれを及ぼしまして、危急を救つて仕事が円滑に進行するように、融資を行こうということに政府は方針をきめまして、たいだいま関係機関中で相談をして、これも相当進行をいたしておる次第であります。

な細目は水産庁長官から答弁をしていただきます。

○清井説明員 たいだいま安藤大臣からお話申し上げたことに尽きますのでありますが、私も当初損害額を計算する場合におきましても、いわゆる一般にいわれております直接であるとか、間接であるとかいう表現は実はいたして

いないのであります。いろいろな角度からこの問題によつて起つた被害を計算いたしておるのでありますが、ただアメリカがさしたたつて考へていることが、いわゆる直接に起つた損害に限局したいという気持があるということから、あるいは直接であるとか間接であるとかいうような言葉が起つて、直接損害、間接損害という言葉は公式には何も使っていないのであります。

ただいまの賠償の交渉経過につきましては大臣からお話がありましたが、それに関連いたしまして、国内措置といたしまして、資金運用部の資金を県に貸与しまして、県が金融機関を通じて関係業者に貸与するという方法でもつて、一億三千万円余の金額を神奈川県と静岡の両県に貸与することをい

たしておるのであります。特に両県が非常に大きい被害の県であること御承知の通りでありますし、特段にこれが緊急を要するというところで行つたのであります。なおこれは両県のみでは足りないものであります、そのほかにも各県にあるわけでございまして、そのういうような方面にも、神奈川県あるいは静岡に貸付を行いましたのと均衡をとしまして、所要の貸付を行わなければならぬというように考えまして、目下私も関係省と相談をいたしておるというように実情であります。静岡には大体五千万円、神奈川県には八千三百万円というように貸付のわくが決定いたしましたのでありますが、静岡は大体それが末端まではほとんど割当が了してお

るようであります。神奈川県が少し遅れておるようであります。しかしこれまたおつつけまゐることだと思ひます。

大体同じ条件、同じ方法によつて今後貸付が行われると思うのであります。要するに政府が県に貸して、県が責任者という形で、業界に金融機関を通じて貸し付けるといふ形に相なるのであります。ただいまのところ、両県以外の各県に対する貸付等を検討いたしておりますので、もうじきこの問題に對しても結論に達し得るというように考へておる次第でございます。

○中村(清)委員 たいだいま融資のお話がございますが、私も承るところによりますれば、生産者以外の仲買人とかその他市場関係者の方にもいろいろお話がありまして、またよりいへば、損害を受けたのは生産者であると思ひます。こういうわけ方の問題のために神奈川県あたりでは問題を起しまして、非常にわけ方が遅れていくということでは、はなはだ残念です。融資は、もとより額の問題でありまして、一刻も早く渡ることによつて再起を期待し得られるわけでありまして、なるべくひとつ水産庁の方で早くまとめて、一般の業界にただちに生産資金が行きますように、格別の御努力をいたしたいのであります。な静岡、神奈川県、宮城県とか相

当の業者がいろいろあると思ひます。全国的にも相当散らばつていゝというように聞きますが、どうか一刻も早く融資額を決定していただきたいと思います。が、大体いつころになりますか、

お見込みでいつころでありますから、お聞かせ願ひたい。

○清井説明員 この問題は先般から相談をいたしておりまして、大臣には非常に御苦勞願つて、関係大臣といひる御相談があつたのであります。事務的に話を進めておりますので、もう二、三日で解決するのではないかと

うように考へております。

○中村(清)委員 時期はなるべく早くお願いするということにいたしまして、さらに額の問題であります。が、先ほど申しましたように、仲買人の関係もあり、いろいろ複雑な政治問題も起るかと思ひますが、生産者の損害については、どうも業者といたしましては、実質損害の額に對しましてほんのちよつとばかりであるというので、もの足りない感じを持つておるやに聞くのであります。これまでの静岡、神奈川県、その査定方針が同じように、他の県にも及ぶようにしていただきたい。なお俊徳丸の調査の全体がわかりました際には、またこれによつて査定の問題もあるいは影響を及ぼすのではないかと

いうことも考へられるわけでありまして、この点は私調査の結果を十分伺つた上で、さらにまたお願いすることになつたと思ひます。と、よりあえずといたしましては静岡、神奈川県と同じ方針で全国に及ぼしていただきたい。これを特に要望いたしまして私の質問を終ります。

○田口委員長 なおこの際委員長からも安藤國務大臣にお願いしておきたいと思ひます。今の中村委員の申されたように、生産者がいかに困つていゝかということが漸次深刻になり

まして、資材会社も、油も氷ももう供給できないところまで行つております。さような状態からいまして、何とか生産者を至急救済する方法を講じなければならぬと思うのでありますが、アメリカからの補償金額もおよそ見当がつくと思ひますから、その内払いでも至急やつていただくような融資というお話も出ておりますけれども、融資の金額は大体きまつてゐるだらうと思ふのです。その金額では今の生産者は救われないような状態にあるのでありますから、補償金の内渡しのしつうのような意味にでも、出漁ができませんように、特別に御配慮が願ひたいと思ふのであります。

○安藤國務大臣 ただいまの委員長のお話はよく承つておきます。そうしまして今のお話のように国内措置、国内融資の問題が、もう数日間に片がつくだらうと思つております。また片をつけるべく最善の努力をしておる次第であります。万が一それが延びるといふようなことになれば、何とかそこ内払いとか立てかえ払いとかいふような特別の方法は講じるように検討をしてみようと思ひます。

○田口委員 赤路委員。

○赤路委員 七月の月に、参議院の水産委員会でもかなり詳細にわたつて質問があつたようでございます。今また中村委員及び田口委員長から質問がございましたので、重複を避けて、一、二点安藤國務大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。

米國に對しまして先般損失補償の中間要求をやつたということを私も當委員会でも承つたのでございますが、その際中川アジア局長の話によります

と、アメリカ側は中間補償というようなことでなしに、この損失補償に對しては一括補償をしたい、こういうような意圖であつたという話が中川さんからあつたわけなんです。従つて今回、ただいま額は言えない、しかしながら要求をしておるといふその額は、アメリカ側のそうした意圖に基くこの水爆実験によるところのすべての損失に對する補償の額として一括要求されたものであるかどうか、この点を承つておきたい。

○安藤國務大臣 その問題はしばしば参議院の委員会等にも出たのであります。日本としましては全体を通じて向うへ提出してあるのであります。アメリカ側の見解として、一括して總括的に賠償をしよう、こういう方針になつてゐるのであります。ところが今アメリカで内示して來てゐる額は、どうも不満であるという点があります。なほ折衝を續けておるのであります。最後の結論はどこへ行くかわかりませんけれども、つまり今向うから提示してゐる額以上にまでは運びたいといふことに方針をきめまして、関係大臣の間で相談をして、向うへ折衝をしてゐる最中でありまして、どうぞその御承知を願ひたい。

○赤路委員 ただいまの御答弁でわかるわけなんです。そうすると今度のアメリカ側へ要求しておる額といふものは、全体を通じての總括されたものであると承つてゐると思ひます。さうなつて参りますと、おそらく間接損害であるとか直接損害であるとかいふことは、清井長官のお話でも、考へていない。損害は總括された形で日本側の方としてはこれを考へておる、こ

うことだと思ふのであります。ただ間接損害という面では、おそらく今の魚桶の形から参りますならば、爾後にはこのままで、あとアメリカ側があとこでまた總括して水爆実験でもやらない限りにおいては、大体いいじやないかと思ふ。で、今までの損害といふことになりまして、しかしながらなお若干のものが出て來るといふことと、もう一つ、特に私心配いたしますのは、被災船員の治療の問題、第五福龍丸の被災船員の治療が爾後何年かかるかといふことは、まだ確実には握られていないとともに、その船員の家族の生計といふことを十分考慮の中に入れなければならぬ。参議院における今までの答弁を私よくと調べてみたのであります。が、これらのことに關しては全然触れておられないやうであります。特に焼津における被災船員の家族の今日の生計といふものは十分でない、このことはこれらに對する補償措置といふものが、ほとんどまだ具體的になされてゐないといふことを現わしておるのじやないか、こういうことが考へられる。従つてこの治療に何年かかるか、そのかかる間の家族の生計といふものは、十分維持してやらなければならぬのだが、そうしたもの、十分安心できる安定度を考慮の上で、アメリカ側に対する要求といふものがなされておるかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○安藤國務大臣 患者の問題につきましましては、患者の中にも重い患者と比較的軽い患者とありますが、これをよく検討しまして、患者の治療費並びに今後の生活保護と申しますか、あるいは名は慰籍料といふ名になりますか、い

ずれにしても生活を保障する程度の額を計算してアメリカに要求してあります。でありますからアメリカはこれを承知をして賠償に應じて來ると思ふのであります。それで患者の問題は、要するにアメリカ賠償といふことを向うでも自覚しておるのですから、患者の今後については心配はないと思ひます。しかしながらさらさらにつつとそれが長引くとか、あるいは病気の程度のかんによりまして、賠償後にそういうような非常な最悪な状態が起るとは思ひませんが、万が一そんなやうな場合が起つた場合には、おのずから政府としては国内的にそのときに考へて行かなければならぬ、こういうように存じております。

○赤路委員 大体了解いたします。ただそのときになつて政府が考へるといふのでなしに、すでに今日困つておるといふ状態はおわかりだと思ひます。十分手を打つていただきたと思ひます。損害を受けた補償にいたしましても、すでに四箇月を経過しておるにもかかわらず、まだ十分な措置がなされておるとは私には考へないでございします。政府の方といたしましては、可及的にこれらの補償に對する措置は、アメリカ側との交渉がどうであるうとも私はとつていただきたことを、特に強く大臣に願ひしておきたいと思ひます。

それから融資の問題でございします。ただいま大臣から基本的な方針をお伺いいたしました。また清井長官の方から、ここ二、三日の間に解決がつくだらうといふことでございします。で、これ以上は申し上げませんが、田口委員長が申しましたように、現状は

非常に困つた状態にある、このままではおそらく出港もできないんじやないかといふやうな点にたいに追ひ込められておるのが今日の現状のやうでございします。で、ひとつ速急に解決づけるやう、この点御留意を願ひたいと思ひます。

そこでもう一点お尋ねしたいことは、この業者の諸君が漁船建造その他の融資を受けておるのですが、今日償還期に來ておるもので償還ができないうやうな実態のものが相当数あるやうでございします。これらに對する借入金金の償還延滞措置といふことを考へになつたことがあるかどうか、あるいはそういうことに對して何か手を打たれておるかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○清井説明員 ただいまの御質問の点につきましては、まだ具體的な措置はとつておりません。業者の方が今回の災害のために非常に困つておる。その実情は十分伺つております。それに對してできるだけのことは今までのいたしてゐるつもりでございします。借入金金の返済の問題についての措置等につきましては、私どもとして、まだ具體的には何ら手を打つておりません。なお各業界の方々から、具體的にひとつ実情を伺つてみたいと思ふのであります。そこでそれら、具體的な問題としてこれは解決して行く方がいんじやないかと思ひますが、いすれにせよ業界の実情を十分伺つた上で適當な措置をしなければならぬ、こ

うに考へております。

○赤路委員 今のお話によると、具體的な問題が出て來るならばそのとき考へるといふ御意見だと思ひます。この

点については個々の業者として、たと

えば何々丸はこういう状態にございま

すというふうなことは、あるいは陳情

はなかつたかと思ひますが、総括し

て全体としてこれらの措置をせよと

り願ひたいということは、この事件発

生当初からすであつたことだと思ひ

ます。今が今起つた問題ではないので

あります。ほんとうに水産庁の方にお

いて、あるいは政府当局において親心

があるとするならば、今になって、こ

の問題は具体的に出来れば考えるとい

うのでなしに、その事前において当

然私は考えられておらなければならぬ

問題だと思ふ。今さらになつて申し上

けてもどうかと思ひますので、ぜひこ

の点についての措置を十分お考え願ひ

たいことを御希望申し上げます。

もう一点は、この被害を受けた業者

諸君に対する減免の措置でございま

すが、これに対して何らかの手を打た

れたかどうか、この点お聞きしたい

と思ひます。

○安藤國務大臣 前のことは今海井長

官から答弁されました。なおそれは具

体的によく考えよう、検討しようとい

うことであります。

それから税の減免につきましても検

討考案をいたしておりまして、苦境に

あります業者の税の減免については何

とか方法を講じたいと思ひます。それ

でその点についてはすでに着手した点

もございいますから、それは今水産長官

からお答えをいたします。今後もお

減税問題についてはぐあひよくやりた

い方針であります。

○田口委員長 赤路委員に申し上げま

すが、大臣は閣議前に懇談会があるそ

うで、淡谷さんがちよつと質問したい

いたしておきます。

○淡谷委員 大体八十万ドルといつた

ようなお話、それからこの八十万ドル

という額は、日本の要求に対してちよ

つと承服ができないといつたようなお

話もございました。数字がはつきりお

伺ひができませんでしたが、これは

しいて御答弁を求めませんが、さつき

のお話では、アメリカは一括して補償

するといふような方針であり、もう一

括して要求も出ておると思ひます。こ

れに對しまして、日本側は間接あるに

對して、アメリカ側は間接損害と直接

損害との區別をしておる、このアメリ

カ側の言ふところの間接損害、直接損

害といふのはどの点に境界を置くの

か、その御答弁だけでもお願いをした

と思ひます。

○安藤國務大臣 アメリカ側では直

接間接といふようなことでなく、一括

して賠償をやらう、こういう方針である

のです。しかし現実的に直接損害と言

いますと、二十三人の患者の治療費、そ

れから今後の生活保障費、それから福

龍丸の船体がまるでためにになりました

から、これらの処置費、福龍丸に載せて

ある船員であるとかあるいは船員の私

物であるとか、そういうようなものの

損害、並びに福龍丸に搭載して来たま

ぐろを全部廃棄いたしましたから、そ

の廃棄の損害賠償、なお福龍丸以後三

崎に第十三光榮丸が入つて来まして、

これも多大の損害を受けております。

それを初めとして、最近までのところ

で百四十九隻ですかの船が放射能を溶

びて、まぐろをそこばく——これは程

度の差はありますが、廃棄をしたりな

んかしております。そういうものに對

すること、まず大体大きな項目はそう

いふ点が直接損害であります。アメリ

カとしては、率直に言ひますと、

日本から提出してあります額を検討

して、そのごく直接といふところを損

害賠償したいという方針であります。

そこでその他のことについては、アメ

リカ側が見て間接損害だと見るもの

は、これは先ほどもお話をした通り、

アメリカの国内法にそつたこととも

なし、今まで例もなし、また従来い

ろなことがあつた場合に、国際裁

判所の判例などもそういう点に限られ

ておるから、現実的には直接的損害

といふことになるのであらうと思ひま

す。しかしまたその直接といひまし

ても、そこに幅は持たしてあるように思

ひます。直接といつてもきつめて厳重

な直接といふことでなく、幅は持たし

てあるように考えております。そうい

ふことであります。その額が向うが

言つて来ている八十万ドルでは不満で

ある、不足であるといふので、今交渉

を続けておるのであります。そういう

うなことになりましたと、つまりまぐろ

の魚価の低落によりまして非常に損害

を受けている。これがために市場も混

乱をする。生産業者を初めとして流通

関係の者も非常な打撃を受けておりま

すから、そういうものをここで救済を

して、何とか早く打開の道を講じさせ

なければならぬと政府は考えまして、

ここにおいていろいろ検討した結果、

国内融資で行かうといふことになつ

て、その国内融資の道を今せつかく考

究しているものであります。その国内融

資でも、すでに一億三千三百万円とい

うものは三崎と熊津、すなわち神奈

川、静岡両県下に融資を講じてま

す。その道程にありますが、これも必ず

さつから考へてもおわかりであらうと

思ひます。

○安藤國務大臣 アメリカが実験をや

めませんが、やめませんが、これはよく

わかりません。実験をやめてくれれ

ば、これは一番万全の策だと思つてお

ります。しかしこれは私個人の見解な

んです。実験をやめろといふことは

おそろしくなかつた、むしろ問題であ

らうと思ふことは、国際連合等のいき

さつから考へてもおわかりであらうと

思ひます。

だ両県下だけのことでありまして、他

に及んでおりませんから、そういうよ

うな方針をもつて他のところにも範圍

を広く融資を擴張して行かう。いずれ

にしましても、これは早く解決した

い、アメリカの交渉の方も早く解決し

たい、国内融資の問題もすみやかに解

決して、一日も早く現在の窮状を打開

させたい、こういう方針でやつており

ますから、私の考えでは、おそらくそ

う長いことではない、もう遠からざる

うちに解決がつくのではないかと思つて

おる次第であります。

○淡谷委員 間接損害と直接損害は、

さつき海井長官の御答弁によります

と、アメリカ側ははつきり區別してお

るというように承りました。ただいま

大臣の御答弁では、アメリカ側も直

接、間接のはつきりした見解を示して

いないので、随時額をつり上げる交渉

をしているといふように受取れます

が、これはどちらでもよろしい。但し

すみやかに解決を要する大臣の意図

は十分了いたしました。今後の日本

のあの海域における漁業が一体可能で

あるかどうか。なおアメリカが来年度

もまた同じような水爆実験をして、永

久にあの海域における日本の漁業は不

可能になるかどうか。この点の見通し

をお伺ひしたいと思ひます。

○安藤國務大臣 アメリカが実験をや

めませんが、やめませんが、これはよく

わかりません。実験をやめてくれれ

ば、これは一番万全の策だと思つてお

ります。しかしこれは私個人の見解な

んです。実験をやめろといふことは

おそろしくなかつた、むしろ問題であ

らうと思ふことは、国際連合等のいき

さつから考へてもおわかりであらうと

思ひます。

四

思います。でありますから、実験が今後起きるかわからないかもしれませんが、まあ本年中はなかりうというのであります。来年になつては実験があるいは起るかも知れぬ。もしそういうことをまたやる場合においては、日本政府といたしましては、あらかじめ安全保障というのをアメリカに向つて要求したい、こういう考えであるのであります。安全保障、つまり日本にあら

かじめの通告をせよというとか、それから危険区域の設定を嚴重にするとかいうことをして、被害の及ばないといふことを目標といたしまして、あらかじめアメリカに要求をする、こういう方針を立てておる次第であります。

○濱田委員 今議谷委員の質問に対する安藤さんの御答弁に關連して伺いたい。今承りますと、最近のアメリカ側の損害補償に対する腹案といたしまして、八十萬ドル程度を考へておるといふお話があつた。この八十萬ドルといふことは、私なんかかね／＼新聞紙上なんかでも見ておつたことである。今参議院の委員会の方の内容についての方版をいただいたのですが、七月の三十日に岡崎外相が答弁をせられておるのを見ると、この八十萬ドルと報道せられておることは誤りであるといふお話をなさつておるのですが、これはどうですか。

○安藤國務大臣 それは岡崎さんの言われたことで私はよくわかりませんが、誤りというのには、それは新聞記者との会見の話が新聞に出たんですから、そういういきさつで何か誤りといふようなことを言つたんじゃないか。実際は八十萬ドルといふことを言つて来ているのですよ。しかしそれ

では不満だから今交渉しているのです。こう御承知願ひたい。

○濱田委員 大体わかりましたが、国内では今度の水爆実験による損害総額を十億圓に計算しておるのですね。おそれ政府御当局もそういうような計算をしておる。あるいは十八億とか十二億とか、とにかく十億圓という計算をしておると思ふのですが、そうしますとアメリカ側の考えと日本側の考えは、そこにならかなり大きな金額の食い違いがあるといふことは断言してよいのです。例へばその金額が接近しておるようなお話も聞きましたが、事実は非常な食い違いがある。そういうふう

にわれわれ解釈してよいのですか。

○安藤國務大臣 日本からアメリカへ提出をしてあります額と八十萬ドルといふことは相當の食い違いがありま

す。しかしアメリカの方の考えではその全部を賠償の対象にはできないといふ態度なんです。でありますから、その点はよくわけて御了解願ひたいと思ひます。

○鈴木（善）委員 時間もないうでありますから、私一点だけ國務大臣に尋ねたいのです。それは今安藤國務大臣の御答弁によりまして、アメリカから内示をして参りました賠償額が八十萬ドルといふお話がございましたが、それは邦貨にして約二億九千萬圓程度になると思ふのであります。二億九千萬圓のうち、政府は九千万圓程を内渡しをしておるといふことを私も承知をいたしておるのであります。残りの二億圓、これを最近の機会にさらに内渡しをする御方針が立つておられるかどうか、私どもは八十萬ドルは赤字に過ぎると思ふのでありまし

て、政府がその増額にさらに一層の努力をされておるといふことを私も承知をいたしておるのであります。アメリカから内示されたところの二億九千万圓にいたしまして、残りの二億の内渡しをこの際やりまして、窮迫した業界の建直しにこれを早急に使うべきだ、こう考へるのであります。これに對してどういふうまいに考へておられるか、この点お尋ねしたいと思ふのであります。

○安藤國務大臣 賠償額は今言う通り折衝中でありまして、しかしもう大分最後に近づいて来ておりますから、そんなに長くかからないと思ふのです。しかしながらそれがさらに長くかかるような場合は、お説の通り内払いといふたようなことについておのずから考へて行かなければならない、こういうふう

に思つております。

○赤路委員 時間がありませんから、簡単に一点だけお聞きします。それは融資の問題ですが、県の方へ融資をする。そして県の方から業者へ融資をする。というのが今の建前なんです。これは政府が責任を地方公共団体に転嫁するやり方だと私は思ふので

す。当然これは政府の責任においてやるべきだ。これは県へ貸すべきものでない。それを県へ貸すという形をどうとつておるといふことは、私は政府の責任転嫁だと思ふが、大臣はこれをどういふふう

に解釈されておるか、それをお聞かせ願ひたい。

○安藤國務大臣 それは決して責任転嫁ではないと思ひます。私はそういうこまかい金の操作の問題はよくわかりませんが、主として水産庁でこれを検討しまして、その方が早く進ん

で、それから円滑に行くという立場からそういうふうになつて来たのだと思ひます。政府は決して責任を回避しておるのではないといふことを御承知を願ひます。

○赤路委員 もう一点、今の大臣の御答弁は、決して責任転嫁でない、当面早く融資するためにそういう措置をとつたんだ、こういうふう

に解釈申上げます。従つて最後の責任は政府にあるといふように了解してよろしうございませうか。

○安藤國務大臣 責任は政府にあると思ひます。

○赤路委員 それではつこうです。

○安藤國務大臣 ただやり方が円滑にかつ徹底に行くと思ふので、そういうことをうまくやつて行きたいと思ふのであります。そういう細目の点は、外交関係はちやうど中川アジア局長が来

ましたし、それからそういう融資の問題等のごまかい点は清井長官がおりますからお聞き願ひます。

○松田（鐵）委員 私は今までの議論を聞き、また日本の輿論に對して政府は御努力をされておる。しかしこれは現実の問題のみに考へておることである。こういう点に對して私どもの最も尊敬する安藤國務大臣は、政治的にもう少し物を考へてみていただけないかといふことを私は申し上げたのであります。要はビキニの原爆によつてあそこ

の海域は汚染された。しかしアメリカの基地というのには相當に広範囲にある。太平洋内においては島嶼がある。たとえばサモア島のごとき、あの海域は相當ある。それなのにこれは現実の問題においてのみ問題の解決といふことである。政治的に物を考へるといふ

意味においては、むしろ積極的にアメリカの島嶼を、汚染をされていらないといふような海域を、何で政府は基地として借り入れることに積極的に出ないかといふことである。こういう点をひとつ十分考慮されて、日本の漁業の進展、このまづ、かつお漁業の進展というものが、太平洋内のアメリカの基地を得ることによつて、これよりもつと／＼積極的な漁業もでき得るという見解を持たれて折衝される用意をしていただきたいといふことが一つ。

次に、業者は今国内的の融資という問題に對して非常に苦しんでおる。しかしこの融資は現実の問題の融資である。現在業者はこうした将来の基地というものを考へ、将来の漁業というものを考へるならば、これは積極的な船の建造といふことになつて行かなざるやならない。公庫の建造の融資のわくは非常に不足である。今まではこれに對して開業銀行が融資をしておつた、その開業銀行なるものが今日において漁業に對して融資を断つておる。こういう問題は、政府として積極的に漁業を進展させるといふことからは、開業銀行に對して再び復活して、もつともつと強くこれを取上げて、開業銀行に融資をさせるという方法に持つて行かなかつたならば、将来の積極な政策といふものが成り立たぬといふことを私は考へておるものであります。こういう点に對し、われ／＼の最も尊敬する安藤國務大臣は、積極的にこの問題の将来の解決に邁進していただきたいといふ希望を述べておくものであります。

○安藤國務大臣 あつと一言だけし

ておきますが、松田さんの御希望よく了解しました。これは日本の水産資源並びに水産業の前途のために遠大なる考えをもつて対策を立ててきやならぬと思ひます。ここにビキニの問題は起つて、当然そういう将来の問題は、現実の問題の解決とともに考へて行かなきゃならぬというところも考へておられます。農林大臣がその方の所管大臣だから、とにかくそういう所管大臣なりその他とまた相談をしまして、だん／＼考へるようにいたしたいと思ひます。

○田口委員長 本日の政府出席者は、安藤国務大臣、秋山外務政務次官、清井水産庁長官、水産庁長官調査研究部長、海上保安庁次長島居氏、同公安課長高見氏、外務省アジア局長中川氏、水産庁水産部長立川氏、五十嵐厚生省予防研究課長、阿曾村厚生省乳肉衛生課長であります。

○鈴木(善)委員 先ほど安藤国務大臣に私がお尋ねをいたしました点につきまして、もう少し具体的に關係当局よりお答え願ひたいと思ひるのであります。

まず中川アジア局長にお尋ねをしたのであります。安藤国務大臣のお話では、アメリカ側から内示された賠償額の八十万ドルに対して、日本側はこれを不満としてさらに増額の折衝をしておつて、その結論は近いうちに出るだらう、こういう御答弁であります。私は事外交折衝でございまして、結論に近いといつてもまだ相当の時間を要するのじやないか、こう思ひまして、九千万円の内渡しのほかに、残額の二億円をとりあえずおつかけて内渡しをすべきだという主張をいたしたのであります。外務当局も安藤国

務大臣と同じように、ここの一週間なり十日なりの間に、きわめて近い機会に結論が出て、そうして八十万ドルを上まわるところの賠償を業界に対して支払うことができるようになる見通しに立つておられるかどうか、その結論がいつごろ得られるか、もう少し明確に中川アジア局長からお伺ひしたいと思ひるのであります。

○中川説明員 ビキニの補償問題に關しますアメリカとの交渉は、安藤国務大臣の言われましたように、大体結末に近くはなつて来ておりますけれども、ここの一週間、十日の間に片づくというふうなことは、まだ言えないのではないかと考へます。さりとて相手のありますこととありますから、的確に何日ぐらいといふことも、今これを予測することは困難でございまして、けれども、いへば約一箇月くらいはかかるのではないかと考へております。

○鈴木(善)委員 私が予想した通りの御答弁であります。すでに赤路委員も指摘されましたように、この問題が起りましてから四箇月以上も経過いたしてあります。業界の側は日に／＼深刻をきわめておられるわけでありまして、少くともアメリカ側から内示されたところの八十万ドルは、これは一応見通しのついた額であるわけでありまして、この際私は清井長官にお尋ねしたいと思ひます。業界のこの苦しい立場を察せられまして、緊急残額の二億円を内渡しする方針を決定される御意思はございせんか、その点を重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○清井説明員 生産者の方が非常な苦しい状態にあつて、それが最近非常に逼迫しているというお話でございまして、確かに業界の方が、今度の問題のために非常な損害を受けておられまして、出漁その他に非常な悪影響を及ぼしておられるといふことは、十分承知をいたしておるのであります。そこで先ほど御説明申し上げましたように、關係生産業者等に融資の措置を講ずることをいたしたのであります。この融資につきましても、実はその決定をいたすまでの間におきましても、単にいきなり預金部資金から融資というふうなことでなくて、いろいろ／＼な方法を考へてみたのであります。結局現在の金融情勢等からいたしまして、金額が一億五千万円、あるいは融資の方法も預金部の資金を出すというふうなことに立ち至つたのであります。そこでたゞいまは先般の融資の實行と、さらにその後の融資の増加といふことを努めてやつていられるような状況であります。が、これまた實際問題として、その多額な金額にはなり得ないのであります。貸し付けましたものと大体均衡を見た金額が貸し付けられるのじやないかといふことで、今關係省と相談をいたしてあるような状況であります。ただその状況にかんがみまして、業界の要望にも沿ひ得べく、何がしかの金額を内渡しを考へたらどうかというお話でございまして、この点は御承知の通り、すでに福龍丸の政府買上げ措置、あるいは陸揚げした漁獲物について、実は当該船に対して二千百万円のほんとうの内払いをいたしてあるのであります。その後にいふことでございまして、措置をとれといふことでございまして、この点は、ただいまアジア局長からお答え申し上げたのであります。

が、この賠償交渉がどういふ時間的経過において妥結を見るかという問題と、実は重大な關係があるかと思ひます。その問題とのにらみ合ひもあり、またたゞいませつかく融資の話し合いを進めていられるのであります。この融資の方法によつて、金額はわずかでありますが、とにかく若干の処置をとるといふこともいたしてあるのであります。その進行状況等ともにもらみ合せてない、この問題は容易に解決できない問題だらうと思ひます。そこで私も外務省と今後密接な連絡をとりまして、損害賠償の交渉がどういふ時間的経過をもつて進むかという問題、並びに今までもりましたした今後とる融資の問題が、實際上どういふふうな業界の方に影響を与えるかという問題ともにもらみ合せて考へて行かなければならぬ問題だと思ひます。これは今後の問題だといふふうに私は考へております。

○鈴木(善)委員 長官も、せつかくこの業界の救済の面については考へておられるようであります。しかし業界が苦んでおります実情とは非常なずれがあるように思ひます。私は、賠償の面におきまして、一つの目安がついたのであれば、その範囲内で／＼内渡しをして、苦しい業界の救済に対して、早急に手を打つことが行政であり、今後のわが国のまぐろ漁業の進展の上にも非常にプラスになる、こう考へるものであります。幸ひにして最近きわだてでありますとかあるいはとんぼまぐろでありますとか、よくやく魚も回復いたしております。業界の生産意欲は、このような大打撃

のどん底から立ち上つて、何とか生産を増し外貨の獲得にも当たりたいという熱意が盛り上つていられるのであります。そういう際でありますから、一日早ければ早いだけわが国の漁業生産の上に非常な好影響をもたらす、これは言うまでもない点であります。そこで私は、アジア局長のお話のように、今後一箇月も結論を出すまでに時間を要するといふことであるならば、一応のめどがついた二億九千万円の賠償の内渡しをすみやかにやるのが適當である。私は政府与党の一員としても、これを強く政府に要求したいのであります。この点は、長官は大臣等とお打合せがないと思ひます。はつきりしたことを言明はできないと思ひますけれども、本委員会におきまして、与党側からもそのような強い要求があつたといふことを十分腹に入られまして、適切な、すみやかなる措置を講ぜられることを強く私は要求したいのであります。

次に融資の問題でございまして、政府が考へております融資の額は、どういふ額でありますか。その算定の基礎はどのような点に根據をまつておられるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。と申しますことは、業界側では大体融資に五億程度を要する。あのビキニの影響によりまして非常に魚価が低落をして、収入が減退した。そのために次の出漁の仕込み資金に困つておる、漁業再生産資金がな。それに要する資金は五億程度が最小限度必要である、こう言うております。これに対して、政府の方の現在考へておられる額は、それに及ばない額であることが推察されるのであります。

が、しからば両者の額の開きというものは、算定の基礎の見方いかんにあると思うのであります。そこで政府が考へておられますところの額——おそらく神奈川、静岡に行く額の倍を上まわることはないと思いますが、その算定の基礎がほんとうに納得できるものであるかどうか。本委員会としてもその点を検討したいと思うのであります。政府が考へておられますところの融資額の、算定の基準をお示し願いたいと思うのであります。

○清井説明員 算定の基準の御質問でありますが、今詳しい資料を持つておりませんので、数字的なお話を申し上げることはできないのであります。考へ方だけを申し上げたいと思ひます。当初一億五千というのを決定いたしましたのは、これは先ほどもちよつと触れたのでありますが、融資の方法としてはいろいろ方法が考へられるのであります。常に業界の方々が利用しておられる金融機関を使う。そのために所用の資金を何らかの形で日本銀行その他の銀行から指定預金をするというふうなことも考へられるのであります。そういう方法等をとらずに、結局預金部の資金を県を通じて貸し付けるというふうな形になつたのであります。そこで一億五千という金額も、一定の積算をいたしましてやつたのではなくて、そのときの金融情勢その他のからいたしまして、とうていこのような措置はとれないのであるけれども、これはビキニ関係のまぐろ漁業者の損害に対する緊急やむを得ざる措置だということ、最小限度の数字ということ、一億五千万円がきまつたような経過であるのであります。ただその

一億五千万も、当初の事務的な話合いといたしましては、大体生産地に対する措置だということをごさしめしたけれども、実際問題といたしましては、これは静岡、神奈川が大部分でありますので、実際としては静岡、神奈川に大部分行くという結果に相なつたのであります。そこでどういふふうにして算定したかということですが、これはなるほどだいたいまもお話の通り、大体かつお、まぐろが五万トンある、一トンについて一万円の出漁資金があるから五億、こゝろいうような計算であるのであります。これは業界から十分お話を承つておるのであります。私もそれはそういう計算をいたしたのではないのであります。ただいま安藤大臣からもお話がありました。対米資料として出しましたところの関係業者の損害額というものを推定をいたして算定したおるのであります。

すなわち出漁資金だけを見たのではありせんので、その出漁資金の所用経費に對してある一定の収入を見たのであります。その収入と出漁資金との差額がマイナスということになりますので、そのマイナスの数字をずつと当りまして、一定の金額を出したのであります。その金額の県間の比率を見たわけでありまして、むろんその場合の計算長並びに専門家に計算をさせたのであります。非常に精細な計算をいたしております。そこでむろん船型もトン数別にわけまして、それ／＼の標準トンの生産数量に魚価をかけたして所用経費を出しまして、そして一航海について大体どのくらいの損害額があつたという数字を出しまして、それに所

用船舶の数をかけて全体の損害額を出したということでありまして、むろんその中には専用の漁船もありますし、兼業の漁船もあるわけでありまして、そういう事情も勘案いたしまして、そして県間の損害額の比率を出しまして、それが一億五千のわくの中で神奈川、静岡が占めるわくをとつたということ、この金額ができておるのであります。そこで今度私どもが出します場合におきまして、非常に多く融資ができればこれに越したことはないのですが、それは行かない。そこで結局少ないなら少ないなりにやはり県間の比率をとる必要があるだろうということ、静岡、神奈川にこの程度を貸付すれば、ほかの県にはこの程度貸付しなければならぬという一定の数字を出したのであります。むろんこの数字といひまして、個々に一々當つたわけではありせんので、大体私どもの専門家の長い間の経験に基きまして、この程度が標準であるという計算からつくつておるのであります。その標準の計算に従わざるを得ない。そういうふうな県間の比率といふことを重点に置きまして計算をいたしております。従つてこれが出漁資金に對する比率ということではなくて、損害額の推定による比率といふ形で計算をいたしておるのであります。従つて私どもが算定いたしております金額も静岡、神奈川以外の県の金額も、結局静岡、神奈川に對して、かに一億三千三百万円を貸付するとすれば、ほかの県にはこのくらい貸付しなければならぬという金額を出しておるわけでありまして、その多額の金額は出ていないのであります。そう

いうことでやつておりますので、いわゆる一千万円の資金があるということ、それに対してこのくらい資金を貸付するということではないのであります。損害を受けたからこんなにつた、それに対する貸付だ、こゝろいうような觀念でおります。使われるのは出漁資金に使われるけれども、その基礎はアメリカに要求した損害額を基礎にする、こゝろいうことになつておるのであります。むろん貸付する金額が多額であればそういう問題も起らないのでありますけれども、今の金融事情その他からいまして、貸し付ける金額もごく限られておりますので、やむを得ず金額は少ないながらも均衡を保つ計算をせざるを得ない、こゝろいう立場に相なるのであります。

○鈴木(黨)委員 出漁資金の融資の算定基礎につきまして、長官から当局が考へております詳細な御説明がございまして、これは私は、机の上の計算では水産庁の事務当局が計算をしておる数字は、一応正しいのではないかと、こゝろ考へるのであります。水産庁の方で考へておりますのは、今長官の御説明にもありましたように、あのビキニの問題が起りました前における、出漁のための仕込み資金としてこれだけかかった、その後水揚げがビキニの影響で、魚価が非常に低落をして、再生産に要する仕込み資金を割る額の収入しかなかつた、その差額分を補給してやる、こゝろいうような計算のようでありまして、机の上の計算ではそのよう算定も一応できると思うのであります。しかしあのような大打撃を受けましてから、業者に対して金融機関は全面的にストップをしておる状態であり

ます。また再出漁ができないで数箇月というものは船をつないでいる、その間に借金も払いまして、あるいは船員その他の家族の生活費の補償もございまして、従ひましてその当時の水揚げの収入といふものは、ほとんど業者の手元にはないものと考へざるを得ないのであります。そうすると今回ようやく魚価が持ち直し、政府も出漁資金の援助をして、再出漁をします場合には、業者は金融機関の信用も全面的に失墜をしておるということであれば、まる／＼出漁に必要な資金といふものはこゝろ手当てしなければならぬ。従ひまして単なるビキニの影響によつて損失をこうむつたその差額といふ計算では、机の上では計算が合ひしても、現実の業者の出漁はできない。これが実情ではなからうかと私は思うのであります。そういふ点に、業界がほんとうの再出漁のための入り用な資金といふものと、水産庁が考へておりますところの計算との間に相當のずれがあるのではないかと、こゝろ思うわけでありまして、中途半端な融資をしましても、船は途中で帰つて来るような仕込みはできません。完全なる出漁がなければ生産まで至らない。このことを十分考慮されまして、再出漁ができる再生産ができる必要額を融資すべきだ、こゝろいうことを私は考へるものであります。この点もさらに重ねて水産庁において御検討を願いたいと思ひるのであります。

それからもう一点、先ほど赤路委員からお話がございましたが、今回の融資は府県を通じての融資であつて、政府がいかに考へておりましたも

一般に与える印象は、政府は自己の安全のみを考えて、府県にその責任を転嫁して、すべてを府県の責任においてやつておるとする印象を遺憾ながら与えておると私は思うのであります。そこで国会も開会中であり、立法措置もできないのでありますから、政府が現在とつておりますところの行政措置による融資というものは、一応適切な措置であるとは思ふのであります。しかし本来の措置をいたしましては、農業における凍結対策でありますとか、あるいは冷害の際における営農資金の融資と同じように、やはりこれは国家の責任において、立法的な裏打ちによつて、そして営農資金と同じような損失補償あるいは利子補給のような措置を講ずべきが本筋であると私は考へるものであります。そこで現在とつております府県に対する融資を一応やつておきまして、臨時国会等の際にはこれを本来の姿、営農資金等の融資と同じようなベースに乗せて、法的措置によつて国家の全面的な責任においてこれを解決する——国家がわが国の水産業、まづる漁業の振興に對して、大きな国策としてこれだけの熱意と責任を持つておるのだということを示すことが政治であります。この点に對して、そのような措置を講ずる御意思があるかどうか、この点もお伺いしたいと思ふのであります。

○清井説明員 最初の点であります。この点はなるほど金額がよい貸し付け得るという点であります。すなわち、ただいまお話の大部分は措置できるものでございましてけれども、この一億五千万の金融措置、しかも資金運用部の資金を県に貸し付けるといふ特

別な措置でございしますが、これも簡単に簡単にそういう結論に達したのではないのであります。いろいろの方法、いろいろな金額につきまして、十分部内で折衝いたしておりますけれども、実はなかなか話がつかぬかつたのであります。業会からは、せめて損害補償のきまる前に融資をしてくれというお話も毎日のようにありまして、われわれもいたしまして、できるだけ早くいたしたいと思ひまして、いろいろの方法についていろいろな金額を計算いたしました。関係事務当局とも十分相談をいたしておつたのでありますけれども、どうしてもきまらなかつたのであります。そこでいつまでもきまらなままにほうつておくよりも、とにかくきまり得る方法で道を開いて、その後その道を開拓するといふような方法で行つた方が現実的であらうという結論に對しまして、今回の方法による、また今回の金額による金融措置を行つておるといふことになつたのであります。御承知の通りわずかな金額でありまして、とても失漁資金の一部に充てるといふことにもなり得ない金額であると思ふのでありますけれども、とにかく、少しでもあの措置をとれば、幾分でも業者が助かるのではあるまいかといふことだろうと思ひます。その点われわれもいたしまして、金額が少いことはなほ残念であります。すけれども、とにかくこういう措置をとつた経緯については御了解願ひたいと思ふのであります。またそれについて、今はそれでいいが、利子補給等のような、あるいはほかの措置について見られるような法律の措置を講ずる意思はないかというお話であります。私

どもは実はこう考へておるのであります。なるほどそういうことも考へられるのであります。すでに農業災害等につきましても、営農資金の融通等が法律によつて裏打されるという実例はもちろんであります。ただ資金運用部の貸付は日歩一銭八厘であります。六分五厘ぐらゐになるのであります。これは県はむろん無利子で金融機関に貸付するわけでありまして、静岡の例をとりますと、これを県の信漁連に一括して貸付するようでありまして、信漁連は、事務費として約一厘の利ざやをとるといふことであります。要するに業者は一銭九厘という負担になるわけでありまして、一銭九厘の負担になりますと、これを直しますと六分九厘であります。そこで資金は政府の資金といふことであります。利子は六分九厘といふことであります。一般に農業災害なり漁業災害でも同じであります。あの利子補給をした場合の個人の負担を調べてみますと、大休個人負担は六分五厘であります。その上に困なり県なりの利子補給があつて、総計一割何がしかを負担するといふのが普通の例であります。法律の措置を講じまして六分五厘、今度の措置ではむろん四厘ばかり高くて六分九厘といふことになるわけでありまして、そこで四厘の差がございすけれども、大体において私は利子補給の措置を講じなくても、その利子の措置によつてある程度の措置はできておるのでないかといふようにも考へられるのであります。しかも政府の資金でありまして、これは民間の預金ではございませぬ。損失補償の問題等につきましても、おのずからそのような観点からの

解釈もあるのであります。そこで利子補給の法律というお話でございすが、現在とつておりますことは、見方からすれば不十分な点があるかもしれまけんけれども、預金部資金を一銭八厘——末端は一銭九厘でございすが、こういう金融措置をなしても十分でございせんが、とにかく利子補給の方途のある程度の目的は達しておるというふうに考へておるのであります。私どもはせつかく始めました措置でありますから、この措置をすつと進めて参ることによつて、金融問題は措置して参りたいと考へておる次第でございす。

○鈴木(善)委員 前段の問題だけにつきまして重ねて申し上げたいと思ふのであります。それは私が先ほど申し上げましたように、純理論から出発いたしまして、ビキニの影響によつて前に投下した仕込み資金を割つたその差額を政府が融資してみようことは、一応正しいと思ふのであります。しかし先ほど申し上げましたように、今回のビキニの影響によりまして、まづる漁業に對する一般金融機関面の信用は、全面的にストップの状態に立ち至つております。従いまして差額だけの融資では現実には再出漁ができない。それは遺憾ながら現実の姿であるわけでありまして、そこで長官は、これまでの結論を出すまでも非常な苦勞がいつたという御説明をなさつておりまして、その通りであらうと私は思ふのであります。私は長官の努力に對してその勞を感謝いたすものであります。遺憾ながらそれだけでは再出漁ができない。再出漁ができない中途半端な融資では何にもならないという結果に相

なるわけでありまして。そこで私は、最小限度次のようなことを重ねて清井長官に御努力をお願いしたいと思ふのであります。それは政府資金をもつて融資をする額のはかに、業者が一般の地方銀行からの融資にあたりまして、あるいは信用基金協会でありまつかあるいは農林中金でありますとか、その他の金融機関の足らざる面の融資について、政府が積極的にそのあつせんを措置を講ずることが必要であらうと思ふのであります。その両面の措置が講じられなければ、必要な出漁の仕込み資金は確保できないと私は思ふのであります。政府資金による融資のほかに、その足らざる面の融資を一般の金融機関から、政府が責任を持つて鋭意あつせんに当られることを、この際強く要求したいのであります。これだけを要望いたしまして私の質疑を終ります。

○田口委員長 小高嘉郎君。

○小高委員 本問題にかなり議論が盛り上つておるのでございすが、私は過去、現在、将来——先ほど松田委員から将来の解決ができておらないのでは、ないかという御意見もございまして、まづたくその通りであります。しかし将来はおろか、過去はどうだといふと、過去もまだその補償がついておらぬ。現在はどうか、現在は融資でこれを解決しなければいかぬ。その融資が、まるきり進んでおらぬとは言わないのであります。今まで延び／＼になつて、すでに事件勃発以来五箇月にも相なつておるといふ点で、まことに遺憾の意を表さないわけには行かないのであります。この問題をだん／＼押し詰めて行きますと、アメリカの補

向うでくれるものをありがたくちようだいするような、そういう感じを受けるわけであります。これは日本の国民としては絶対に納得できないのであります。われ／＼はアメリカに対して何も無理を言う考えはないのであります。重ねて申し上げたいのですけれども、われ／＼は自由党の黨員であつて、親米政党であります。親米政党は何かというと、アメリカの言うなりになるという政党ではないのであります。アメリカに對しては、主權を

す。アメリカに対して正しい主張をする。そしてしかもアメリカはその正しい主張を尊重してくれる、対等の資格においてわれ／＼はアメリカと交際をして行く、こういう立場が親米政党内にあります。それを間違えて、ただアメリカの言うなりになって、唯々諸々としておるといふような、そういう考えで政府が折衝しておつたならば、これは大間違いであります。われ／＼こそアメリカに対して強い主張ができる政

要求をアメリカに対してしなければならぬわけです。それをもしわれ／＼がしなかつたならば、おそらく国民からことごとく離反され、国民の信頼をことごとく失うであらう、それを私はおそれるのであります。八十万ドルというような数字が出たが参議院の委員会におきまして大臣は、八十万ドルという数字は知らない、こういうことを言つておるわけです。知つておつても知

らなくてもそれはけっこうでありますけれども、われ／＼の考えでは八十万ドル程度ではとうてい満足ができない。これを政府は頭の中にしつかり入れて置いていただきたい。
そこで今どういう交渉をしておる

○中川説明員 今回の原爆被害補償の

○遠藤委員　今の御答弁の中で、やはりまだふに落ちない点があります。アメリカと日本とに意見の合わない点が

○中川説明員 アメリカ側が直接損害、間接損害というものを観念的に区別するのは、つまり今度の原爆実験と

しておるわけでありますので、それらについては双方の見解が一致しない点があるわけであります。そこが日米間

100

にあれば問題になつて、政府の方でも、これは予告するように交渉するとはつきり言つておつて、まだ交渉しないで、交渉するつもりであるというようなばかなことを言つておるのかと思つて、私は憤慨にたえないのである。政府は四箇月も何をしておつたのですか。一番国民が関心を持つており、あらかじめ予告しろと言ふのはあたりまえのことなんです。予告がないために、非常に大きな損害を受けておるのを、予告をし、しかも公海でやることを予告しろということが言えないわけはない。またアメリカとしてもそれを予告できないという主張ができると思ひます。国際正義が許さないのであります。こういうことをなせばやばやしておつて、これから交渉するつもりであるというやうな安藤國務大臣の答弁になつたのか、その事情を私はお伺ひしたい。これはひとつ外務当局にお伺ひしたいと思ひます。

○中川説明員 先般ビキニの被害が起きました際に、さつそく政府は、今後の措置としてアメリカ側に、原爆実験についてはあらかじめ日本側に周知徹底せしめるといふことを、その他の事項と同時にこれを要望しておるのであります。

なお今後の実験等に際して、どのような安全保障措置をとるかということにつきましては、アメリカ側として、少くとも今年中は、つまり十二月末日までは、実験を行わないということとを声明しておりますので、これについては万全の措置を要すべく目下研究中であります。これは要するに原爆実験による被害というものが、はたしてわれわれが知つておる限度だけで

あるかどうか、これらが正直のところまだわからない点があるわけでありまして、ことに海水の汚染であるとか、あるいは魚の汚染の限度であるとか、さういふことを、幸ひ今回俊鶴丸の派遣がありまして、その結果相当の資料が集まりまして、またいろいろ學術的な研究も近くすることになつておりますので、さういふ結果を見まして、万全の措置をとるやうにアメリカ側に通告したい、アメリカ側と交渉したい、かように考へて、目下準備いたしております。

○遠藤委員 もう一つ、原爆の予告の問題ですが、私は国際正義の上からいひましても、日本の要求は正しいと思ひます。ですからこれはアメリカがむちやをいつても、絶対にひつひつまいやうにしていただきたい。日本の漁民が安心して漁業に出られるやうに、これだけは最後の生命線だといふやうに考へて、強くやつていただきたいと思ひます。なお原爆の問題については、海上保安庁なり水産庁なり非常に苦心をしておられて、そうして政府としてはいろ／＼やつておつてくださることをわれ／＼は感謝をしております。感謝をしておりますけれども、政府全体として、もう少しふんどうしをしめ直して、アメリカに対してむやみに遠慮しないで、言うべきことはきちつとつて、アメリカに対して正しいことをちやんと通すやうな、そういう政府であつていただくやうに特別にお願いして、私の質問を終ります。

○松田(義)委員 アジア局長もおられるから、非常に好都合だと思ひます。よく国会の意見というものを真剣に聞いていただきたい、こう思ひます。

実は八月七日の毎日新聞の夕刊のトップ記事として、「ソ連、北洋漁業で日本に新提案、英の漁業権を操業、日英の業者間で検討、こゝういふ見出しになつて非常にもしろい記事が載つておるのであります。多分読まれたことだらうと思ひますが、まずこれを朗読しますと、「ロンドンと東京の水産業者は目下英の漁業権のもとで日本の漁船が北洋漁業に従事するといふソ連の提案を検討している。ソ連側の提案とは日本の漁船は英の漁業協定によつて北洋漁業をもつ英の会社の旗を掲げて千島、カムチャツカ、オホーツク、ベーリング海におけるサケ、カンパチ、カニの操業を回復すべきだといふのである。日本政府はこれらの地域における漁業権回復についてソ連に何回も正式要請を行つたが、これに対しソ連はいまなお日本と戦争状態にあるといふ理由から拒否してきたものである。今回の新提案は東京駐在の非公式のソ連貿易代表アンドレイ・ドミニツキー氏から行われたものでこの案は米國の反対で日本政府の正式承認をうることとがむずかしいといふ懸念はあるにせよ、漁場を切望している日本にソ連側が大幅に歩み寄りの態度を示したものと見えよう。ソ連のこの提案についてモスクワ訪問の途中、現在ストックホルム滞在中の福永一臣前衆議院水産委員長がモスクワで話合ひを行うものとみられるが、一方英の業者の代表もこの話合ひに加わるため空路入ソの旅券査証を申請して、現在ロンドンで待機中である。一九三八年には日本の漁業は二百五十万箱のサケ、七十万箱のカニを輸出した。ところが戦後はもつとも大切な千島への日本漁船の入漁は禁

止され、昔のカン詰工船はすべてソ連の手中に歸してしまつたので、こゝしのサケの漁獲高はわずかに二十五万箱、カニは六万箱と見られ、北海道の漁夫は大量失業の憂目を見、また毎週のように日本漁船がソ連の巡視船に捕獲されてゐるのが現状である。日本の実業家のうちこの案を支持する人々は、これによつて日本の経済的復興を促進し、次年度には北方漁業では完全雇用が回復されるだらうと述べており、また英の漁業協定によつて日本の行方北洋漁業にも領海三マイルが適用されるだらうと期待している。一方、日本政府当局はこの案に懸念を示しており、これはソ連および中共との正常貿易再開に対する日本人一般の支持を高め、また日本に対する米國の経済的支配を弱めさせようとする全般的なソ連提案の一部であり、ソ連がどんな譲歩を行うにせよ、与えた好意と引換えに要求を持出すのではないかと心配している。したがつてこの間の事情が明らかになるまで、日本政府当局はごく冷淡な態度をとるものとみられる。こゝういふやうな記事が載つておるのであります。——ちよつと速記をとめさせてください。

○田口委員長 速記をやめてください。(速記中止)

○田口委員長 速記を始めてください。

暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後四時十三分開議

○田口委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

外務大臣及び農林大臣に対する質疑

を許します。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 まず農林大臣にお尋ねしたいと思ひますが、昨年の秋李承晩ラインで漁船の大量拿捕がありまして以来引続きビキニの水爆問題が起り、同時に北洋漁業におきまして、また多くの拿捕船を見つております。なお中共等におきまして、理由不明の拿捕が相次いでおるやうに承つております。こゝうした日本の水産行政一般に対する重大問題に対して、農林大臣の今後の対策あるいは施策の一般をお聞きしたいと思ひます。

○保利國務大臣 私が御説明申し上げるまでもなく、日本海をめぐる沿岸の状況は、日本の漁業にとりまして極めて重要な地域であるにかかわらず、たとえば李承晩ラインのごとき、あるいは表現が悪いかもしれませんが、ある公海の不法占拠を行つてゐるというやうな事情じやないかと思ひます。實際問題として、これは國と國との力の問題にもなつて来るのだらうと思ひますが、それにいたしまして、私もどもとしましては、たといそこに解決の小さい糸口でも発見できずならば、そして日本の漁業の安全操業をはかつて参るというところに努力を惜しんでおられないで、また努力を払うべきであるといふ考へで今日まで至つておりますけれども、遺憾ながらたとえば現在の李承晩ラインの問題にいたしましても、少しもこれが改善の方途を見出し得ないでおる。これは結局日韓間の親善友好の關係がすみやかに樹立されることなしに、こゝういふ点だけ抜き出して解決することはできないやうな事

情になつておるのじやないかと、私は判断をいたしておわけであります。従いまして公海といえども、とにかく日本の領土の外に行つて漁業を営むのでございますから、少くとも関係国の了解点を見出して、安全な操業がはかれるようにするということで、私は決して責任をどうこうと言うのではございませぬけれども、国といたしましては、外交的に足せる手段を一生懸命尽していただくということ以外にない、私は言わざるを得ないと思うのであります。

○淡谷委員 外交問題が非常にこの問題の解決のためには重要な要因となつておることはもちろんでございまして、その点につきまして、これまで外務省との間に、何らかのお話合いがございしたかどうか。その点も重ねてお聞きしたいと思います。

○保利国務大臣 これは絶えず外務省とは水産庁が緊密な連絡をとつて善処いたして来ておるわけでございますから、その点につきましては、私どもとして努力の欠くるところはなかつたと考えております。

○淡谷委員 現在の日本の国力が弱いのでやむを得ない面もあるといつたようなお話もありましたが、国力というのは、再軍備しないからという意味でございまして、同時に再軍備をしない限りは、こうした公海における日本の漁業権さえ蹂躪されてもやむなしといつたような投げやりのな気持でいらつしやるのか。その点も重ねてお聞きしたいと思ひます。

○保利国務大臣 たいへんむずかしい問題のようでございすけれども、たとえば李承晩ラインの問題にいたしま

しても、われ／＼の国の建て方、憲法は、諸国民の公正に信頼して独立をはかつて行くという大きなうたい方になつておる。それは李承晩ラインのごときああいうふうな、いわば公海の不法な占拠を行うというふうなことは、世界の諸国民の間で行われることではないという前提の上だと思ひます。しかし現実にはやはり不法占拠というふうな形において、日本の漁船が一隻も入つて行けない状態になつております。それはなぜそれが打開できないのか。百方を尽しまして、それが改善されない。不法占拠というものは実力でやられておる問題であつて、それを打破つて漁業を営むという力が日本にはない、こう申し上げざるを得ない。それが再軍備につながるからぬか。また別個の問題だと私は思ひます。

○淡谷委員 外務大臣にお尋ねしたいのであります。昨年の秋以来たび／＼本委員会では御質問申し上げておりますが、李承晩ラインの問題の解決も、今のようにならぬことなしに打ち過ぎております。竹島等の問題もいまだほとんど解決されておられません。ビキニの問題につきましても、今日午前中に安藤国務大臣との質疑応答の間に明らかにされたところによりまして、アメリカが日本に対する支払いの額として示しました八十萬ドルと、日本の要求との間にはかなり大きな開きがあり、補償の面でも十分ではない、また今後のあの漁区の確保についても何らはつきりした施策が行われていない。中共のごときはほとんど拿捕船に対する交渉も行われていないといふふうに出ております。また北洋漁業の拿捕船の問題、ソ連との漁区その

他の話合いにつきましても、ほとんどの外交上の措置がとられていないという印象を受けるわけでございす。このういふ点につきまして、大臣の昨年以來おとりになりました外交的ないろいろな処置を、具体的に詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○岡崎国務大臣 韓国につきましてもいろいろ／＼の方向で話をしております。しかしわれ／＼は、こういう問題について武力を使つて解決するという考えはございせんから、従つて手ぬるいことは手ぬるいと言われてもやむを得ない。しかしこれは交渉によつて相手方の反省を促し、理解を促して円満な解決に持つて行くというのですから、時間がかかります。現にいろいろの努力をいたしております。

○淡谷委員 中共和ソ連につきましても、これは外交が回復してございせんのみならず、朝鮮ならば、たとえばここに公使が来ておりますが、しかし中共和ソ連とは全然そういう関係もありませんから、これは話合いをしようとするれば、第三国を通ずるとか、あるいはその他の国際的な機関を通ずるほかには、間歇的に偶然に行つたような人の努力にまつ以外に方法がありません。そういう点では機会をとらえてはいる／＼やつておりますが、これまた解決にはなかなか至つていない。但し中共の方は御承知のように、時たまは漁夫等を返して来るということがあります。またソ連の方も、最近はいろ／＼遭難した漁夫を返して来るということもありま

すけれども、全般的に交渉というべき形のものとは外務省としてはとつておりませんが、アメリカ側との間は話合いをいまだに進めております。

○淡谷委員 アメリカとソ連、中共との間の交渉がおのずから異なることは十分了解できますが、聞くところによりますと、中共あるいはソ連からは、何かこうした問題についていろいろ／＼話合ひをしたい、円満なる漁区の解放などもしたいという希望を持つて、再三こつち側にも働きかけがあるようございす。常にはこの障害をなしておるのは外務省の態度であります。

○淡谷委員 旅券の確保については常に混乱を生じ、各党の議員がソ連に入り、あるいは中共に入る場合でも、旅券なしにもぐり込んでおるような形がかなり多いように思つております。こういう問題に対して、中共並びにソ連と積極的に外務省として友好関係を回復するよう御意思があるかないか、お伺ひしたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ソ連につきましても、サンフランシスコ条約を承認すればいつでも外交は回復できます。

○淡谷委員 中共に関してはどうございすか。

○岡崎国務大臣 中共に関しては、たゞいま国民政府を承認したてから、この関係は一層複雑になります。

○淡谷委員 そういたしますと、ソ連及び中共との間に行われる漁業その他の話合ひは、当分不可能であるという判定をお下しになりますか。

○岡崎国務大臣 これは水産委員会でも決議されたので、一名の前委員長が行つておるわけでありす。その結果を見なければわかりませんが、水産委員会の希望もありましたので、ソ連行きの旅券を出して今行つてもらつておるわけでありす。

○淡谷委員 そういたしますと、今行つております福永さんの帰国を待つて、その結果によつては何かの処置をとるといふふうな含みがあるものと理解してかまわないでしょうか。

○岡崎国務大臣 これは帰つてみないとわかりません。措置をとることになるかどうかといふことについては……要するに結果を待とうと思つております。

○淡谷委員 ビキニの補償問題につきましては、先ほど私質問したのに対してお答えを願つておりました。日本側の要求とアメリカ側のこれに対する補償の仕方との間に大きな開きがあり、また全然解決していない。一方これによつて被害を受けた漁民がたいへんな迷惑を感じておるということでありすが、大臣のお見込みでは、いつごろ大体これが解決づかぬか、その点もはつきりお答えを願ひたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 これはやはり相手のあることですから、いつごろということはちよつと私には言いかねますが、できるだけ早く解決したいと思ひます。

○淡谷委員 保利農林大臣に最後に一言御質問申し上げたいのです。ただいまお聞きの通りのような形で、外務省としては、ほとんどこの問題の解決の見通しがつかぬという結論が出たと思つても私はしかたがないと思ひます。こういう外務省の態度に対して、農林大臣は、日本の漁業が今後その操業を続けその資源開発に足すことができるかどうか、さつ／＼ばらんにお答えを願ひたいと思ひます。

○保利国務大臣 これは私ども水産行

政に携わつておるものといはしますれば、四海波静かに、どこに行つても安心して操業のできるという状態が現出することが最も望ましい、そういうところにも私も努力して行かなければならぬことは当然だと考えております。しかし現実の問題といたしましては、淡谷さんがあげられましたように、なかなかそういうふうに行かない。それでは行かないからといって、漁業が衰微して行くようなことを手をつかねておるわけにはおろん参らぬわけです。従いまして操業のできる限りのところに力を尽しつつ、そういう障壁のあるところは、淡谷さんの御判断では打開の見込みがないというような御結論でございますけれども、私は、それはなるほどきようあすすべてが解決するとは思いませんけれども、日本国民に真実そういう悲願があるならば、これは達成されることを疑いません。そういうために、とにかくと一筋の解決の道をとらえまして、そういう状態をつくり出すように努力して行きたいと考えております。外務省もその点には非常な苦心を払つていただいておりますわけですから、私は淡谷さんの御結論のようには考えておりません。

○田口委員長 遠藤三郎君。

○遠藤委員 私は午前中からビキニの水爆の被害問題について安藤國務大臣に尋ねようと思つたところ、時間の都合で帰られ、事務当局にいろいろ尋ねてみましたけれども、はなはだ答弁が不満足で、両大臣からこの際はつきり伺つておきたいことがあるわけでございます。その一つは、先般の新聞の伝るところによりますと、アメリカは八十万ドルの補償をす

る、しかもそれは直接損害に限る、間接の損害については国際慣例もあり、その他推定困難なる事情もあつて、間接損害は補償しない、こういう趣旨のことが新聞に書いてありますが、八十万ドルをいかに補償しようというところはアメリカが正式に言つて来たものであるかどうか、その点をまず外務大臣に尋ねたいと思つております。

○岡崎國務大臣 アメリカ側としては、日本側もそうですが、今まで正式の会議といふことでやつておりません。常にひざつき合せていろいろ事情を説明し話し合ひをしております。これは日本でもやつておるばかりでなく、ワシントンでも同様のことをやつております。従つて正式とか非正式とかいふようなむづかしいことはないのであります。今までのところ、これだけしか私わぬとかこれだけでおしまひだとかいふような最後の話合ひは何もありません。ただいろいろ被害の算定の中、これは国際法上認められておる被害であるとか、これはちよつとむづかしいじやないかというふうな議論はたくさんあります。そういうものを推定するとかのくらしになるかはまあ想像はつくわけですが、まだそういう意味の話合ひの段階であつて、正式に幾ら幾らを持つて来たというところには行つておりません。

○遠藤委員 そこで私はお伺ひしたいのであります、このビキニ被害の賠償については、まず損害額の測定をしなければなりません。そこで損害額については、ごく間接々々の被害まで計算をして参りますと二百五十億圓にも上つております。この二百五十億圓をただちに要求してはいいということとは

われ／＼言つたことはありません。しかし直接及び準直接——直接に準ずるような、原爆のために起きた損害だといふことがきかめて直接的にわかるような損害だけでも、二十億圓以上越えておるわけですが、そこでもしかりに八十万ドルといふと約三億圓がそこらであります、そういうことになりまうとあまりに開きが大きい。これは日本政府はお抜きなく交渉しておると思つておられるか、一体どの程度を要求しておられるか、この八十万ドルといふ数字を新聞なりその他なりで聞いてみて、これは非常にびっくりしたというふうな数字であるか、それともこれはやむを得ないというふうな数字であるか、その辺の感想を政府に伺つておきたいと思つております。

○岡崎國務大臣 私どもの立場からいいますとまだ交渉中であつて、それをびっくりして非常に少いといふことを言へば別に交渉にはさしつかえないかもしませんが、適當であるとかいふようなことになれば交渉にはなりません。私どもから言つて、これがどういふ意味を持つつかといふことは、こういう委員会でも申し上げることは差支えないと思つております。ただ申し上げておきたいのは、これは今まではこういう事例がありませんが、特別の新しい例になるわけでありまして、ただ国が過失もしくは故意によつて他国に損害を与えたといふ事例は、過去において何千何百とあるわけです。それに対して一國が他國に補償したという例もたくさんあるわけですが、しかし大體国際法の本に載つておるような例だとか、あるいは国際司法裁判所の判決例であるとかいふようなものを抜きとりますれば、

その補償が直接の損害に限られておるといふことは、もう私から申しても言えることだと思つております。たとえばこれは国際裁判所の一つの判決例であります、一國の軍艦が他國の船を公海でもつつかまえた、これはその國の敵國に對する石炭を供給するといふ疑いのものにつかまえた、で石炭を取上げてしまつた、しかし公海で長くその船をとめておいて、その行先でなくて適に出て来た港へ追い返してしまつたといふような事例がある。そうするとその船の方から見ると、公海で長くつかまつておつたという損害がある。それから元へもどらなければならぬといふ費用が非常にかかる。また輸送すべき荷物を輸送できなかつたといふような、いろいろ被害がある。直接と言へぬかもしれぬけれども、あんな判決例によりまして、そのときは加害國はその取上げた石炭の代金を支払う問題、これは直接被害である、あとの判決例があつて、これは一つの国際法の先例になつておる。従つて直接、間接といふ議論はいろいろありましようが、どこまで直接か、どこまで間接か。またアメリカ側として一々その内容を特につかまえて、これは直接だとか、これは間接だとかいふ非常にむづかしいところまでほじくりまわすといふことはいたしておりません。しかし大體従来の例によつて直接か間接かといふ、大きな區別はつくわけですが、それをこまかいところまでつつかまわして、これはいかぬとか、あれはいかぬとかいふことは言わぬにしても、大きな目で見て、これは直接でこれは間接

だといふ大體の筋はつくわけでありまう。アメリカ側の言つておるのもそういう意味の直接、間接であります。従つてまたそれについてわれ／＼の方から要求したい／＼な資料があります。これは計算の基礎としてはいろいろ要求しておるけれども、いざ補償がきまつて日本に渡した場合、今度は配分においては何にも計算の基礎通りにやらなくても、日本政府が適当に考へたところを配分してくれてさしつかえないといふ意味であつて、要するに損害の性質を非常に嚴重に取調べるといふようなことは、先方でもなるべく避けたい、日本政府の言ふことを信頼して直接損害であるといふ範疇に入つておれば、これは向うにも議會がありますから、そう何でもかんでもといふことにはいかぬかもしれぬけれども、できるだけ直接被害と言われるものには、特に国際慣例上おかしくない限りは、そのまゝ日本政府の言ふことを受取るうじやないか。そして日本政府に、配分はその計算の基礎と違つてもいたし方ないという態度で来ておるわけでありまして、で今その額等についていろいろ相談をしておるといふ段階であります。

○遠藤委員 今の外務大臣の説明ではふに落ちない点があるわけでありまう。私どもは、あのビキニの灰をかぶつて非常な被害を受けた直接の船の損害を賠償してもらうことは当然だと思つて、これはもう問題にならない問題だと私も思つております。問題は、あの原爆が実験されたがために、日本のかつお、まぐろの魚船が急激に下つた。あの実験のあつたあとその船が帰つて来た、その翌日の魚市場のかつお、ま

ぐるの相場というものは三分の一になつてしまつた、これはもう明らかに原爆の影響なのであります。ほかに何も影響はないのであります。原爆の直接被害だといふふうには私は考へてゐる。そのほかには何か理由があると言ふならばお伺ひしたいわけですが、何もな

いとも思ふわけですが、そういうものをアメリカでは直接の被害と考へておるか、間接の被害と考へておるか。また政府としては、それを直接の被害と考へて交渉しておられるか、間接の被害と考へて交渉しておられるか、その点をお伺ひしたいと思ふので

○岡崎國務大臣 アメリカ側がたゞいま交渉の相手でありまゝから、これをどういふふうに見ておるかといふことは差控へたいと思ふますが、前の御説明でわかるように、何も特に直接の被害、間接の被害という大きなものでは別として、こまかい所までアメリカ側がせんさくしようといひたいしておられるのは今申し通りであります。しかしもう一つお考へ願ひたいのは、今申した公海において船がつかまつて石炭を取上げられた。そのときに船が公海に何日か置かれたといふこと、それからもとの港に追い返されたといふこと、輸送ができなくなつたために輸送賃がとれなくなつたといふこと、これなどもやはり軍艦がその船を公海でつかまつたから起つた損害であること、これはもうほかに何も原因はないのでありますから。しかし国際司法裁判所の先例によりますれば、その際の直接被害といふものは、これは国際法的に見た直接の被害でありましかういふが、それは石炭の代を支払うべしとい

う判決例があるのでありますから、この点はやはりひとつお考へを願ひなければならぬ点だらうと思ひます。

○遠藤委員 今の石炭船の例もありまされども、私どもはその石炭船の例と問題はまるで違ふと思ふ。原爆の場合、原爆という事実があつて、その直接の被害が魚船が下つておるわけなんですから、これはもう少しがんばつていただいて、慣例々々などといふことを言つておられないで、事実を事実として証明していただきたい。そうして願ひくば新しい慣例をつくつておく必要があるんじゃないか。今度の原爆の被害によつて漁村が非常にさんたんなる窮状にあつておる。漁民が非常な窮乏な状態に追い込まれておるわけでありまゝ。それは何かといへば原爆の実際があつたがために魚船が暴落しておるわけだ。ほかに何も原因がないのであります。それを間接の被害だとかんたといつてアメリカが口実を設けて賠償しないといふような態度をとるならば、われわれはどうしても納得できない。おそらく日本の全國民が納得できないだらうと思ふ。これは日本の國民の常識から許さないものであります。私もそれはそう思ひます。でありますから、総額が幾らになつたならば、それをまた分配するのは政府の責任だと言ひますけれども、私はそれは違ふと思ふ。正しい被害に対してこれだけよこせといつて要求することが正当の筋だと思ふのであります。何でもい

いから、包みでもつて幾らでもいいからアメリカを出してくれといふのは筋違いで、理由のないものをわれわれはもちうわけには行かないのであります。原爆のために損害を受けたとい

はつきりした理由があつて、その損害をもらへばいいのであります。それ以外のものでもらふ必要はないのであります。それだけはアメリカに対して主張ができると思ふ。私も外務大臣も御承知の通り、自由党であります。

アメリカに対する親米政策でありまゝ。親米の政策であればこそ、われわれは正しい主張をアメリカに対して強く言う資格があると思ふのであります。それをアメリカが言を左右にして、そういう損害までも補償しないといふ態度に対しては、絶対に承認することができない。國民もおそらく納得できないと思ふ。今政府の交渉が非常に握つて見ておるわけでありまゝ。ひとつもう少し強硬にやつていただきたいと思ふのであります。

そこで私はお伺ひしたいのでありますけれども、われわれは少くもかつてお、まぐろ関係だけでも十九億ないし二十億の損害があるといふことをはつきり出してあります。その損害は政府の方ではどう見ておるか知りませんが、れども、もしその損害が多過ぎるというならば、政府で直接査定をしたらいいと思ひます。けれども私も、良心的に見て二十億程度の損害があるといふことをはつきり証明できるわけでは、従つて私も、今度の賠償はかつかつ、まぐろに關しても二十億を下るような数字であるならば、どうしても納得ができない。こういうことを申し上げておきたいのでありますけれども、それに対する外務大臣の見解をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 御説は承りました。私の交渉はなか／＼そこまでは行かないと考へます。

○小高委員 関連して……。直接被害、間接被害の定義につきまして岡崎外務大臣にお尋ねしたいのであります。先ほど遠藤委員からもかなり強く意思表示がありましたように、これはやはり灰をかぶつたために魚船が下つたのだ。これはもう当然直接被害と認めるのであつて、まわりくどく間接被害として考へべきものではない、かように私は考へておるのであります。漁業者が魚船をつくる場合に、おむね商習慣といひまして、七割程度は現金で支払いますが、三割程度はつり払いといふことで、二年か三年にわたります。操業しながら造船所に借金を返して行くといふのが、魚船が一たびビキニ問題のために下落してしまひました、収入が激減しましたが、そのとばかりが造船所に行きまして、造船所に定期的に支払いができない。そのために造船所は今やつぶれかけておるの、私の目で見ましても何箇所かあるのであります。そういう実例から来ますところのこれを間接被害と見ることは、一応妥当であらうと思ふのであります。また運送屋が漁業関係者の荷物を運んだが、値下りのために収入がなくなり、そのために漁業者が運送屋へ運賃が払えなくなつたといふような実例はいくらもあるものであります。こういうことは間接被害として見てもつけようと思ふのであります。その他は全部魚船の下落等は、この突発事故のために急激に下落したのでありますから、全部これを直接被害といふ考え方でやつていただいていいと思ふのであります。これらのことについて私と考へ方の相違がどの程度ございますか、外

務大臣の御意見を承りたいのでござい

ます。なおこの問題につきましては、アメリカにおいては五十数回にわたつて実情を調査しているやに聞いておるのであります。日本はこの被害に對して比較的冷静である、どう考へても冷静すぎるような氣がしてならないのであります。それが証拠には、五箇月にもなつたとしておるのであります。遅々としてはかどらない。たまにはかどつたかと思ふと、八十万ドルな

んといふきわめて低い数字を提示されておる。こういうことから考へま

して、私はまことに遺憾の点を感ずるのでござい

ます。これらのこと、外務大臣は折衝過程にあるといふことをおしやるのであります。要は先方の言ひ分をどうこちらから説明をして考へ方をかえ

せるか、この熱意の問題ではなからうかと思ふのであります。武力に訴えて解決せよといふのもござい

ません。また荒立ててこれを解決せよと要求しておるのもござい

ません。常識の許す範囲において話を進め

る御答弁を願ひたいのでござい

ます。○岡崎國務大臣 私の能力が足りないといふことは別といたしまして、私としてはできるだけ努力をいたしておるつもりであります。決してゆるやかにやつておる考へもないのであります。またアメリカ側でも、早く解決したいという希望をしば／＼述べておりま

す。ただ双方の間の意見にまだ食い違ひがありま

してもアメリカ側の考え方をそのままのむわけには行かない、アメリカ側としても日本側の要請をそのままのむわけには行かぬということ遅れておる。今後ともできるだけ早く解決するように努力はいたすつもりでおります。

○小高委員 ただいまの御答弁でございしますが、一応は了承いたしたいと申し上げたいのでありますが、漁民の思想的にだん／＼悪化して来ることを私ただいま非常に憂えているのでありますから、さようなことのないように、特にひとつ敏速に、日本漁民の意思及び関係被害者の意思が、外務大臣の口を通じてアメリカにもつと強く反映いたしますようにお願いしたいのであります。

さらに農林大臣に伺いたいののであります。午前中の当委員会におきまして、一億三千五百万円預金部資金が融資されるというのを聞いたのであります。この融資の件でございします。政府が大づかみに融資をする、と決定いたしました。いざ貸す窓口はどこであるかという、これが漁信連なりその他地方の金融機関の窓口を通して貸すということになると、資産がどうだとか、信用がどうかとか、あるいは今までの行きがかりから、これでは物足りないといつて、国でそういう政策を樹立いたしました。いざ窓口から借りるということになりますと、なかなか思うようにこの金が出ないのであります。こういう特殊なものに対しては、信用とかあるいは担保とかいうものがある程度超越して、政策的に解決すべきものであると私は確信しております。でございますが、この点を一点

伺いたい。

それからもう一点は、アメリカがある程度の補償をすることは、これは間違いない事実でございまいしょうが、このほかにアメリカの補償では足りない分がむろん生じて来ないで、被害者と政府との間に話がつかないで、こんなことと承服できるかという際に、アメリカのみにこの補償を依存しないで、日本政府も、ある程度この補償に対して腹をきめて出してやるというようなお考えを持っていたらだきませんと、解決しないのではなからうかと思ひます。この二点について農林大臣の御意見を伺いたいののであります。

○保利國務大臣 融資の問題は、結局政府で考えておりますのは、ために打撃を受けられた漁業者の方の操業立ち上りの御援助と申すから、御協力するといふ意味でございしますから、それが実際の業者になか／＼行かないというお小言はなかなかいたしてあります。その点につきましては事の性質が、ために打撃を受けた漁業者に対して融資をするという目的でございしますから、その目的に沿うように、私の方としてはできるだけのくふうをいたしたいと考えておるわけでございします。

なお補償の問題でございしますが、先ほどの遠藤さんの御意見も私の方とちつともかわりませんが、ただ私どもは、この損害というものはみんなビキニ水爆実験によつて起つている損害である。直接といつて言へば直接、しいて間接といへば間接、その損害は、私ども国民の立場から国内的に見ますれば、直接も間接も私はないと思ひます。たよく言われております直接損害とか間接損害というのは、国際法上あるいは

は国際慣例上どういふものを直接といふか、間接といふかというやうなことで色わけされておるのじやないかと思ひます。これによつてとにかく国として当然補償しなければならぬものは、アメリカから出してもらわなければならぬ。日本がこれを背負い込むといふことは実際問題としてできないのじやないか。それは一体どの程度になるものかといふことは、これはおのずから限度があるわけでございします。その点は非常にむずかしいことではございしますけれども、それじやどういふものも損害じやないか、こゝういふものも損害じやないか、これは手当がでないから何と何とやら、これをすぐ国でやるといふことは、なか／＼むずかしい性質のものではなからうか。できれば私どもとしては、いかなることもできるに越したことはありませぬけれども、そこらのところで非常に苦慮いたしておるわけでございします。

○遠藤委員 もう一問だけ。問題は、私は日本政府の腹だと思ひます。参議院の委員会において大臣の説明されたとところによりますと、かつお、まぐろの組合から出るところの損害とほほ同程度、またはそれを上まわる程度の要求はしておることを言つております。そこで金額は今聞こうとは思ひませぬけれども、その日本政府が要求しておる金額といふものは、アメリカがもし出さなければ日本政府が責任を負つて出さなければならぬものであるといふことはつきり腹をきめなければいかぬと思ひます。その腹がきまつておればアメリカは出さざるを得ないのであります。アメリカが出さ

なければ損害の補償はできませんといふやうなその態度では、この交渉は私は必ず不成功に終ると思ひます。アメリカは出さなくても、日本政府としては責任において出さなければならぬのだ、こゝういふ腹をきめることがこの問題を解決する唯一のポイントになると私は思ひます。その点をばつきり考えて、もしアメリカが二億なり三億なりでもつてかへんしてくれといふやうなことであれば、日本政府としては二十億補償しなければならぬのだ、その腹をきめておつていただきたい。それをもつてアメリカに補償させることもできると私は思ひます。その点について今農林大臣が、日本政府の責任ではあるけれども、アメリカが出してくれなければ補償はできないかもしれないといふやうなことでありますけれども、それは逆であつて、日本政府はこれだけ払ふ責任があると思ひます。確かにこれだけの損害があつたので、それをばつきりして、もしアメリカが出さなければ日本政府の責任において払うのだ、この腹をきめて問題を解決するように進めていたのだと思ひます。この点について御所見を外務大臣と農林大臣に伺つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 腹をきめるというが、いろ／＼交渉の経過においては、私どもも内部的にはいろ／＼御意見に沿つた、大体同じような主張を繰返して来ております。実際問題のことを私に申し上げておるわけであります。それが解決の上に非常に有効であるといふことになるかどうかは別の問題でございます。ただいまの御意見は十分つしんで伺ひます。

○赤路委員 どうも外務大臣の御答弁を聞いておりますと、与党の遠藤君の質問に対しても、木で鼻をくくつたやうな答弁の仕方のように思ひます。で、どうも時間は切迫しておりますし、野党側に対する御答弁もさうであらうと思ひますが、できるだけひとつ親切にお願いいたします。

まず第一点は、米國の方では、太平洋における水爆実験はやはり継続して将来ともやるんだといふやうなことを発表しておりますが、外務大臣が四月九日声明いたしましたこれらに対する協力をするというお考え方、これは依然としてかわつていないかどうか、これが第一点であります。特にこれを申し上げますことは、今度のビキニの水爆実験によるところの損害は、単に漁業だけに限つていない、まだ大きく発展して行く可能性が十分あるように私どもは見受けるのであります。そうしたやうな損害がかりにあつたとしても、それはやむを得ないんだといふやうなお考えを持つておられるかどうか、この二点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 まず遠藤君の質問に木で鼻をくくつたといふやうなお話であります。そんなつもりは全然ありません。もしそういうふうにとられたとすれば、私の言いまわしが悪かつたのですからおわびをいたします。遠藤君の質問に対しては最も敬意を表しております。

アメリカの水爆実験の実験につきましては、これは国際勢力の關係上、ソ連でやつておる限りにおいては私は協力すべきものだと思います。しかしながらその漁業等に及ぼす損害については、これは補償さるべきものであらう

が、できるだけ協力するというつもりでおります。またこれについていろいろ被害があるかもしれぬ、これは抽象的でどういふ被害がよくわかりませんが、まあほかに被害がありとすれば、それに對しても十分なる手当をするとは必要であらうと思ひます。

○赤路委員 大体今まで外務大臣がおつしやつておること一向かわつていないと思ひます。従つてこれらに對しては、やはり今の日本の立場としては協力をするんだ、こういうことだと確信いたします。そういったこととすれば、これらに對する被害に對しては、当然政府としては責任をお持ちになり、その覚悟が十分でき、その対策ができておると思ひますが、それはいかがでございましょう。

○岡崎國務大臣 それについては俊輔丸その他科学的に調査をし、どの程度に水が放射能を受けるか、魚が放射能を受けるか、その他人命の危険等はどの程度にあるか、こういう点が科学的にはつきりすることを私は非常に希望しております。その基礎に基いてアメリカ側とも十分話し合ひをやりたい、こう考へております。

○赤路委員 先ほど来遠藤委員からもよく八十万ドルという金額が出ております。参議院の水産委員会における外務大臣の御答弁では、八十万ドルということは言つたのじやないということをおつしやつておりますし、また今の遠藤君の御質問に對しましても、正式にそれらのものはないのだ、ひざを突き合せて話をしたのだ、ただそれだけで八十万ドルという金額の提示はないというところをおつしやつておりますが、その通りでございましょう。

○岡崎國務大臣 その通りです。

○赤路委員 けさ方委員会が安藤國務大臣は、實際は八十万ドルと言つて來ておる、こういうふうには確言してあります。安藤國務大臣は實際は八十万ドルと言つて來ておると言つておるのに、外務大臣はそれは知らぬというのでは、どうも話は筋が通らぬように思ひますが、いかがでございましょう。

○岡崎國務大臣 だからそれは、いろいろの箇々の数字はあるわけでありまして、それでその中の直接アメリカが考へるものはこれとこれとこれであるというふうになるから、私は正式に言つて來たかと言われるから正式に言つて來ない。しかしいろいろのアイテムの中で、アメリカ側ではこれは議會として認めるであらう、これは議會として認めるであらうというものを合せるという金額になる。だからそれについてこちらにも別にまとまつて何十万ドルと言つていなくても、交渉はひざ突き合せてやつておるのですから、向うの考へがどれだけであるということは大體わかる。向うも、アメリカの大使等は、できるだけ日本の希望に合うように、むしろ本國に向つていろいろ日本の事情を説明しているようなわけですから、この額でなければ駄目なわけを言つておるわけじやない、そういう趣旨のことを申したのであります。

○田中委員長 暫時休憩いたします。
午後五時四分休憩
午後五時六分開議
○田口委員長 休憩前に引続き開会いたします。遠藤三郎君。

○遠藤委員 本委員会におきまして、本日朝から原水爆の被害補償の問題について論議を重ねて参りましたが、政府の答弁するところまことに不満足な点が多いわけでありまして、しかもこの原水爆の被害の補償問題は、これは単に水産だけの問題でなく、もちろん水産の点から言ひましても重大な問題であります。これは國をあげての重大問題であります。この補償問題を國民の納得ができるような線で解決することができなければ、これは國をあげての大きな問題になるのでありまして、私もこの原水爆の被害補償問題について、あくまで当初われわれの考へておつた主張を貫かなければならぬと思つてあります。その意味におきまして、ここに決議案を提案したいと思ひます。私はその案文の朗読をいたします。

原水爆実験による損害補償に関する件
現在日米間において交渉しつつある原水爆実験に伴う被害の補償については、日米間の友好關係に鑑み、原水爆実験により惹き起されたる損害に關する限り、その直接たると間接たるとを問わず急速に補償されることを要するものである。

これが第一の決議案であります。なおこの決議案は、単に議長のところへ提示するだけでなくして、これを議長に差上げて、そして衆議院の議長の名において、アメリカの下院議長、あるいは上院議長、あるいは大統領、あるいはアメリカの責任者にこれを伝達し、わが水産委員会の要望を周知徹底していただく、この問題解決

に一步前進せしむるよう努力していただく、こういうことを前提に考へて議案といたしまして、こういう案を提案したいと思ひます。

原水爆実験の被害補償問題について、本委員会において別紙の通り決議した。

右報告する。
なお、右決議の趣旨をアメリカ合衆國側へ至急伝達することについて可然御取計願ひたい。

○田口委員長 たいだいまの遠藤君の發言について御意見はありませんか。
○田口委員長 別に御意見がないようでありますから、お諮りいたします。遠藤君の發言の通り決するに御異議ありませんか。

○田口委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。本日はこれにて散会いたします。
午後五時十分散会